

ID: 1588

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	都市利便増進協定の認定		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第74条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第74条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定) 第74条 都市再生整備計画に記載された第46条第13項に規定する区域内の1団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。 2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置 (2) 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法 (3) 第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法 (4) 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続 (5) 都市利便増進協定の有効期間 (6) その他必要な事項 (都市利便増進協定の認定基準) 第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。 (1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日